

I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

令和7年3月19日
経済産業省
九州産業保安監督部 保安課

I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

目 次

1. L P ガス事故の発生状況について	3
(1) 事故全体の状況について (全国)	4
(2) 九州における L P ガス事故について (令和6年)	6
(3) 九州における容器の盗難・喪失について (令和6年)	1 4
(4) L P ガス事故の報告の徹底	1 8
(5) L P ガス事故について (まとめ)	2 3
2. 法令遵守状況について	2 4
(1) 立入検査について	2 5
(2) 令和6年度の立入検査における確認事項	2 8
(3) 令和6年度の立入検査における気づき事項	2 9
(4) 令和6年度の立入検査について (まとめ)	3 3
3. 最近の法令改正等について	3 4
(1) 充てん容器の流出防止措置 (自然災害防止対策) の強化	3 5
(2) キャンピングカー等の30分ルール見直し	3 7
(3) ガス機器等の点検等を装った訪問者に対する注意喚起について	3 9
(4) 一酸化炭素中毒事故について	4 0
(5) 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について	4 2
(6) 住宅塗装工事等における一酸化炭素中毒事故等の防止について	4 4
4. その他参考事項	4 5
・書類提出時のお願い	
・保安ネット利用のお願い	

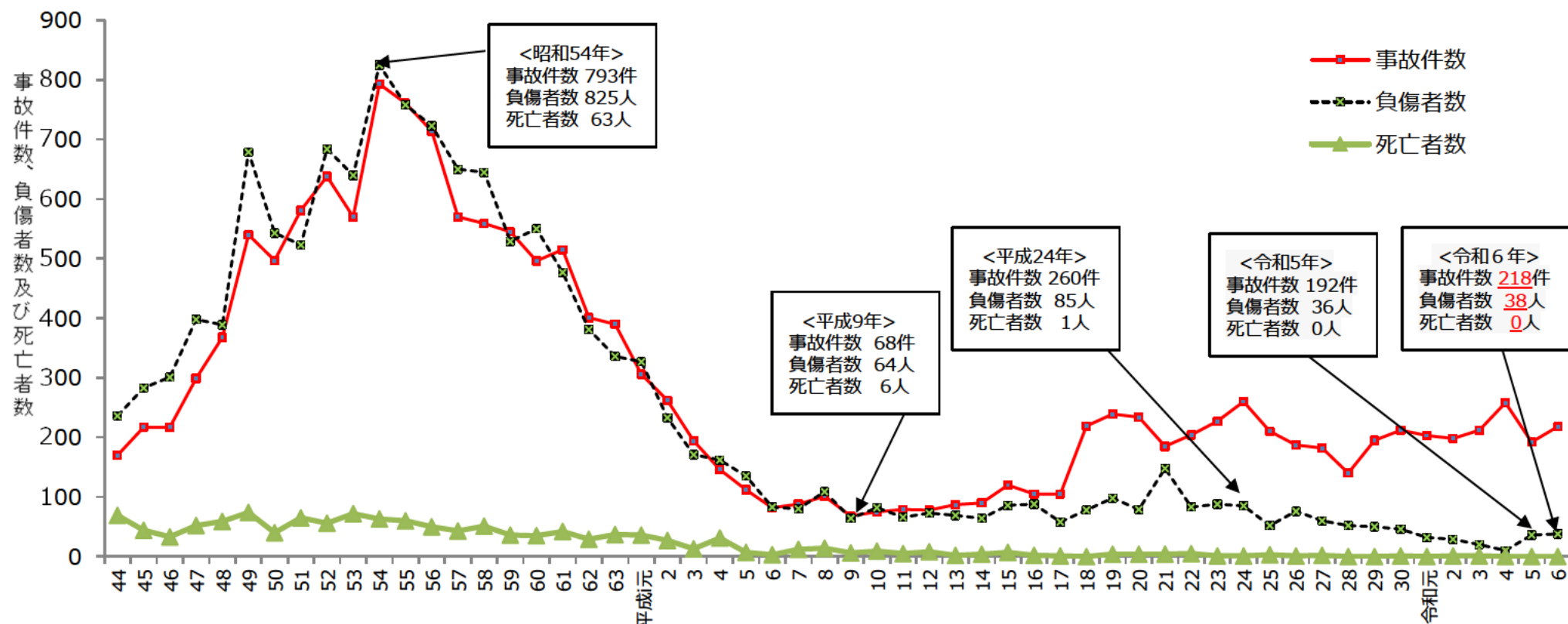
END 5 2

1. LPガス事故の発生状況について

(1) 事故全体の状況について (全国)

① L Pガス年別事故件数・負傷者数の推移

- ◇事故件数は昭和54年の793件をピークに、マイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス漏れ警報器等の普及により平成9年には68件まで大幅に減少したが、平成10年以降増加。
- ◇湯沸器の不正改造問題が発覚し立入検査の強化等により、平成18年には急激に増加。
- ◇令和6年については、
 - ・事故件数は前年の192件から26件増加し218件となった。※速報値（今後変更の可能性あり）
 - ・負傷者数は38人（前年は36人）※B級以上の事故はなし
 - ・死亡者数は0人（前年は、0人）



(注) 数値は、調査の進展により変わる可能性がある。液化石油ガス小委員会資料より引用。

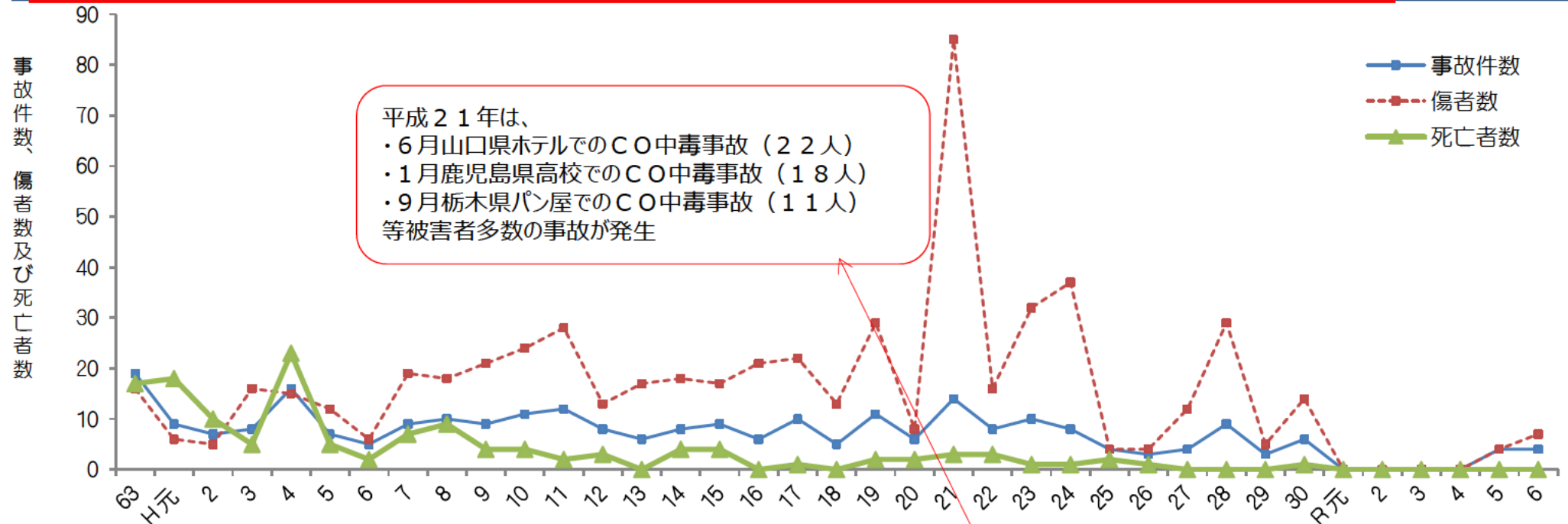
(1) 事故全体の状況について (全国)

② CO中毒事故の推移 (酸欠は含んでいない)

◇ CO中毒事故の死傷者数は、平成21年に88人と昭和63年以降で最多。

◇ 令和6年はCO中毒と確定診断がされた事故は4件発生した。

九州内では確定診断がされていない1件を含め4件発生し、7名の軽症者が発生した(液石法にかかるもののみ)。



項目	年	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6
件数		19	9	7	8	16	7	5	9	10	9	11	12	8	6	8	9	6	10	5	11	6	14	8	10	8	4	3	4	9	3	6	0	0	0	0	4	4
うちB級事故		12	8	6	4	12	5	2	6	4	5	5	3	2	0	2	4	1	1	0	3	2	6	3	3	2	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
死者（人）		17	18	10	5	23	5	2	7	9	4	4	2	3	0	4	4	0	1	0	2	2	3	3	1	1	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
傷者（人）		16	6	5	16	15	12	6	19	18	21	24	28	13	17	18	17	21	22	13	29	8	85	16	32	37	4	4	12	29	5	14	0	0	0	0	4	7
うちB級事故		4	4	2	2	3	5	1	11	1	14	6	9	0	0	1	1	7	0	0	9	0	65	7	16	23	1	0	7	15	0	0	0	0	0	0	0	
死傷者計（人）		33	24	15	21	38	17	8	26	27	25	28	30	16	17	22	21	21	23	13	31	10	88	19	33	38	6	5	12	29	5	15	0	0	0	0	4	7

(注) 数値は、調査の進展により変わる可能性がある。液化石油ガス小委員会資料より引用。令和6年は暫定値。

(2) 九州の L P ガス事故について（令和 6 年） ※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
1	3月27日	福岡県 福岡市 城南区	県	漏えい [供給]	事故発生場所の近隣者からガス臭いと警察に通報。通報を受けた警察から消防に連絡があり、出動した消防隊が現地にて緩んでいた容器のバルブを締め直して漏洩は改善。漏えいは、容器と高圧ホースのつなぎ目からであり、事故発生当日13時頃に配送センターが残量確認を行った際は漏えい等の問題がなかった。 【原因：いたずらの可能性】 ※最終的にいたずらと判断されれば取り下げ
2	3月29日	長崎県 佐世保市	国	漏えい [供給]	水道工事事業者より「集合住宅での水道工事中にガスを傷つけガス漏えいが発生した」との連絡が販売店にあった。販売店は水道工事事業者に対しガスボンベのバルブ閉止を指示した後、販売店担当者が現場でガスの閉止及び埋設供給管の穴を確認した。 【原因：他工事】
3	4月2日	熊本県 宇城市	国	漏えい [供給]	7戸からなる集合住宅のうち1戸を解体業者が解体中、埋設管に気づかず配管を損傷した。 【原因：他工事】
4	4月15日	鹿児島県 鹿児島市	国	漏えい [供給]	共同住宅の外構工事の一環で工事業者がコンクリート切断作業を行っていたところ、誤って埋設管も一緒に切断しガスが漏えいした。 【原因：他工事】
5	5月15日	福岡県 大川市	県	漏えい [消費]	3月ごろ、消費者宅のメーターにて B R 表示を確認。その際は1ヶ月程度様子を見ることとした。その後5月14日に自記圧力計で検査を行い、漏えいが判明。目視可能な範囲は検知器で検査を行ったが漏えいが確認できなかったため、埋設部と断定。当日中に仮設にて供給を行い、翌15日に埋設部の配管の漏えい箇所の特定作業及び露出配管への切替工事を実施した。 【原因：埋設管の経年劣化】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
6	5月15日	大分県 大分市	県	CO中毒・酸欠 [消費] 軽症 1 名	現場であるパン屋の従業員が頭痛と耳鳴りを感じた為にオーブンを稼働したまま一時的に厨房より退出した。30分後に当該従業員が改めて厨房に入ったところ、入室直後に意識を失った。当該従業員は搬送先の病院でCO中毒と診断を受けた。 【原因：換気不足と推定】
7	5月22日	大分県 大分市	国	漏えい [供給]	集合住宅（3階建アパート）内にて防蟻工事中に、当該工事事業者よりガス臭がするとの通報が販売店にあった。販売店担当者が現場でガスの供給を停止してガス漏えい箇所（埋設管のピンホール損傷）を特定した。 【原因：他工事】
8	5月29日	熊本県 熊本市 東区	県	CO中毒・酸欠 [消費] 軽症 2 名	保育園から給食室において異臭がすると販売事業者に連絡があったため、販売事業者が調査を行ったところ、消費機器（スチームコンベクションオーブン）の排気側からCO漏えいが確認された。 このことにより、給食室内で作業中の者が体調不良を訴え、病院で診察を受けた。 【原因：消費機器の給気フィルターの目詰まりと推定】
9	6月4日	長崎県 長崎市	国	漏えい [供給]	パチンコ店敷地内にて排水管工事中に、当該工事事業者よりガス管を損傷したとの通報が販売店にあった。販売店は当該工事事業者に対しボンベ閉止を指示した。 【原因：他工事】
10	6月4日	佐賀県 神埼市	県	漏えい [供給]	水道工事中に、水道管近くにあった集合住宅の供給管を損傷し、ガスが漏えいした。 【原因：他工事】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
11	6月11日	大分県 中津市	県	漏えい火災 [消費]	老人福祉施設屋外に設置されたガス給湯器内部（ガスラインの電磁弁）から出火した。 電磁弁は6月4日にメーカーが指定した業者により新品に交換されていた。 【原因：電磁弁交換時のOリング取付不良と推定】
12	6月18日	福岡県 福岡市 東区	県	漏えい火災 [消費] 軽傷 1 名	共同住宅 1 階テナント部分の給水管工事を実施していた際、誤って消費設備配管を破損させ、L P ガスが漏えいしたが、気づかずに工事を継続したため、L P ガスに着火し、工事施工業者1名がやけどを負った。 【原因：他工事】
13	6月19日	長崎県 平戸市	県	漏えい火災 [消費]	公民館で、公民館職員が小型湯沸器のスイッチを押したところ、湯沸器から火が出たため、消火し消防へ通報した。 機器設置時の低圧ホースの接続が緩かったために微振動等でさらに緩んだものと推定。 【原因：ホースの接続不良】
14	7月22日	福岡県 福岡市 博多区	県	CO中毒・酸欠 [消費] 軽症 3 名	飲食店から消防に対し、厨房で体調不良者が発生したとの通報があったため、消防が現場に急行し、3名の体調不良者を病院に搬送した。 ガス機器使用時には開放していた窓を閉めていたとのこと。 【原因：換気不足と推定】
15	8月5日	鹿児島県 日置市	県	漏えい [供給]	現場（一般住宅）の近隣住民が異臭により消防へ通報、連絡があった販売店が確認したところ、バルク貯槽（80kg）の底部より漏れが確認された。 【原因：バルク貯槽の腐食】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
16	8月6日	佐賀県 佐賀市	国	漏えい [消費]	給湯器を交換後に気密試験を実施したところ計測圧力が低した。ガス検知器で配管等 を検査したが反応はなく、ガスメーターの端子カバー下にガス検知機を当てたところ反応が あった。このため、端子カバーを開けてガスメーター内部にガス検知機を当てたところ、漏え いを確認した。 【原因：メーターの製造不良】
17	8月20日	福岡県 大牟田市	国	漏えい [供給]	沸かし器のお湯が出ないという需要家からの通報を受けて販売事業者が訪問したところ、 容器の残量が無くなっていること、ならびに、放出防止型単段調整器の容器接続側のO リング欠損を確認した。 【原因：容器交換時のOリング欠損】
18	9月19日	長崎県 佐世保市	県	CO中毒・酸欠 [消費] 軽症 1 名	弁当店厨房にて店主 A が倒れているのを従業員 B（A の妻）が発見し消防へ通報し た。到着した救急隊員がガス元栓を閉止しガス濃度とCO濃度を計測したところ、CO 濃度が80PPMであったことから、店主 A をCO中毒と判断し救急搬送した。 【原因：換気不足】
19	10月4日	福岡県 行橋市	国	漏えい [供給]	集合住宅での容器交換時供給設備点検の際、供給設備に設置している漏れ検メー ターのB表示を作業員が確認したため、ガス容器バルブ及び元バルブを閉止し漏えい検 査を実施したところ、供給配管側から漏えいしていること、及び消費配管側からの漏えいが ないことを確認した。 露出部配管を検知液・検知器にて検査を実施したが漏えいを確認できなかったため、漏 えい箇所は埋設部もしくは隠蔽部と判断し、供給配管の仮設供給工事を実施した。 【原因：配管の経年劣化】
20	10月7日	長崎県 諫早市	国	漏えい [消費]	中華料理店から「ガス臭がする」との連絡が販売事業者があり、販売事業者が現地で調 査を行ったところ、コンロ下の配管が腐食しており、同箇所からの漏えいを確認した。 【原因：配管の経年劣化】

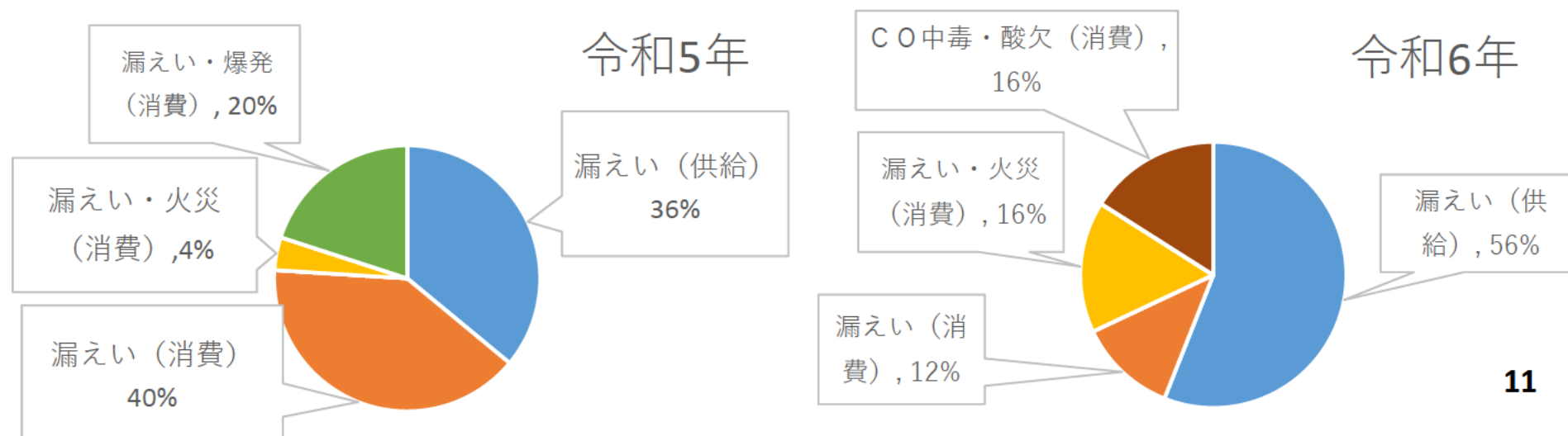
No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
21	10月16日	熊本県 荒尾市	県	漏えい火災 [消費]	戸建住宅において、居住者がガスメーターに繋がる配管を外し、ガスホースを用いてメーター接続部と五徳とを接続して使用していたところ、ホースからガスが漏えいし、漏えいしたガスに引火して火災に至った。 【原因：消費者の取扱ミス】
22	10月29日	鹿児島県 南さつま市	国	漏えい [供給]	解体業者が集合住宅の解体工事中に、誤ってガス配管を折損させてしまいガスが漏えいした。 【原因：他工事】
23	11月7日	長崎県 長崎市	国	漏えい [供給]	集中供給を行っている小規模住宅団地内の戸建住宅において、住宅会社社員より「外構工事中に重機でガス管を損傷し、漏えいが発生した」との連絡が販売店にあった。 【原因：他工事】
24	11月18日	熊本県 菊池市	県	漏えい [供給]	アパートの増築工事に伴い、配水管等の延長作業を行うべく、工事業者がバックホーで掘削中にガス配管を誤って破損させた。事故後、工事業者は、すぐに保安機関に連絡した結果、近くを巡回中の保安機関の作業員が漏洩防止措置を行った。 【原因：他工事】
25	12月20日	長崎県 諫早市	国	漏えい [供給]	下水道工事中に、当該工事業者がガス管（ボンベ庫から4戸に集中供給（うち3戸は閉栓済、実質供給は1戸のみ）している供給管）を損傷させたためガスが漏えいした。 【原因：他工事】

現象別の発生状況

※修正の可能有

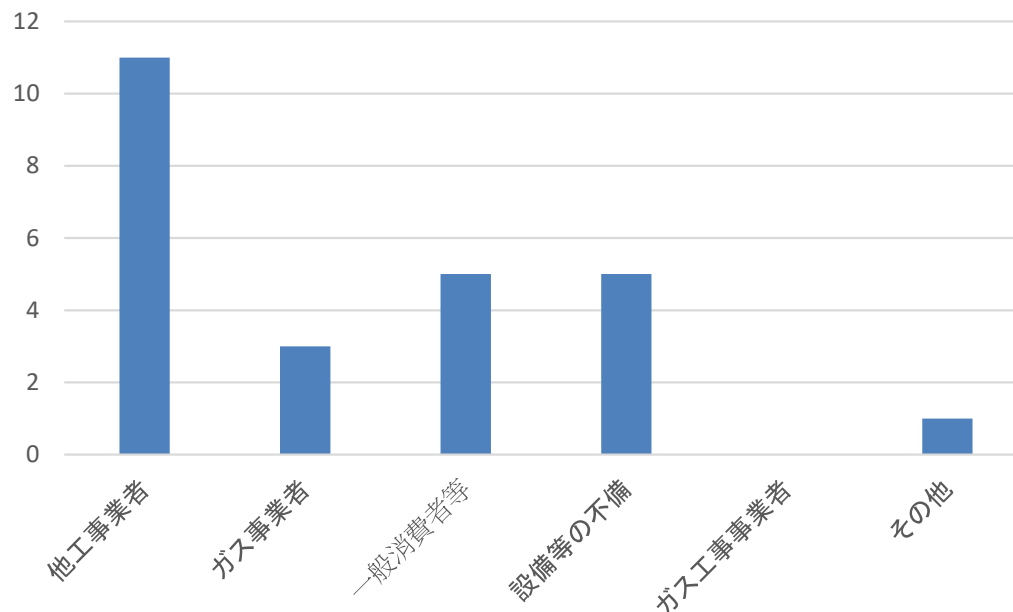
	漏えい		漏えい・火災		漏えい・爆発 (爆発に至った火災含む)		CO中毒・酸欠		計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
令和6年	17	68%	4	16%	0	0%	4	16%	25
令和5年	19	76%	1	4%	5	20%	0	0%	25
令和4年	17	81%	3	14%	1	5%	0	0%	21
令和3年	22	96%	1	4%	0	0%	0	0%	23
令和2年	20	83%	4	17%	0	0%	0	0%	24
	供給段階		消費段階		供給段階		消費段階		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
令和6年	14	56%	3	12%	0	0%	4	16%	
令和5年	9	36%	10	40%	0	0%	1	4%	
令和4年	10	48%	7	33%	2	9%	1	5%	
令和3年	14	61%	8	35%	0	0%	1	4%	
令和2年	17	71%	3	12%	0	0%	4	17%	

- 事故件数は25件、R5年の年間25件と同数
- 令和6年も残念ながら人災5件（軽傷1名、CO中毒による軽症6名）が発生 / 令和5年は4件（軽傷4名）
- 過去数年発生していなかったCO中毒事故が発生（上記の4件のほか、高圧法の事故2件（**1名死亡**、3名軽症））



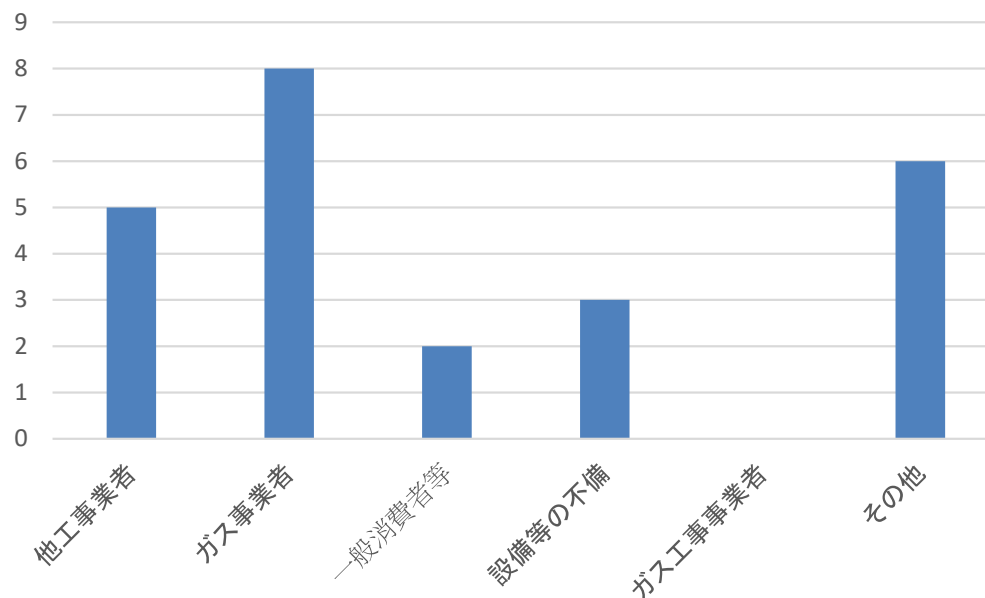
原因者等別事故の発生状況

令和6年：事故原因（責任所在別）件数



- 他工事業者に起因する事故は倍増。
- 作業ミスや配管等の腐食など、あってはならない、かつ絶対に防ぎたい事故は相変わらず発生している。
- 消費者原因の事故が増加
→ 消費者への注意喚起が必要
(機器の取扱、機器使用時の換気など)
- その他：いたずらと思われるが原因不明

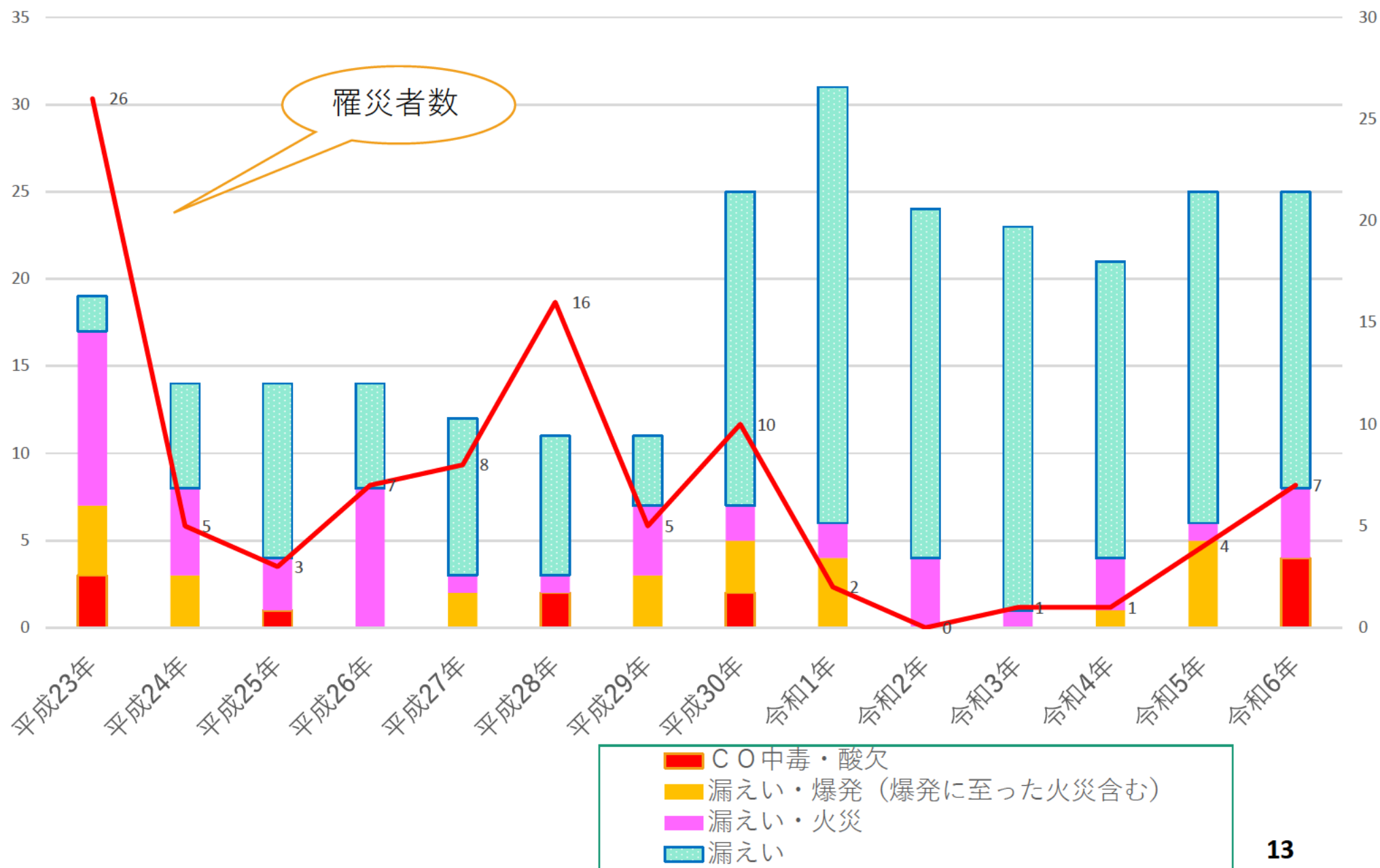
令和5年：事故原因（責任所在別）件数



- 他工事業者に起因する事故は減少している。
- 一方、作業ミスや配管等の腐食など、あってはならない、かつ絶対に防ぎたい事故は減るところか増加している。
- 消費者による工事が引き続き発生
- その他：自動車の衝突が遠因の事故、異物混入と推定される事故、地盤沈下 等

最近の九州のLP事故の発生状況

事象別事故（平成23年から令和6年）



(3) 九州の容器の盗難・喪失について（令和6年） ※修正の可能有

※自然災害による喪失除く

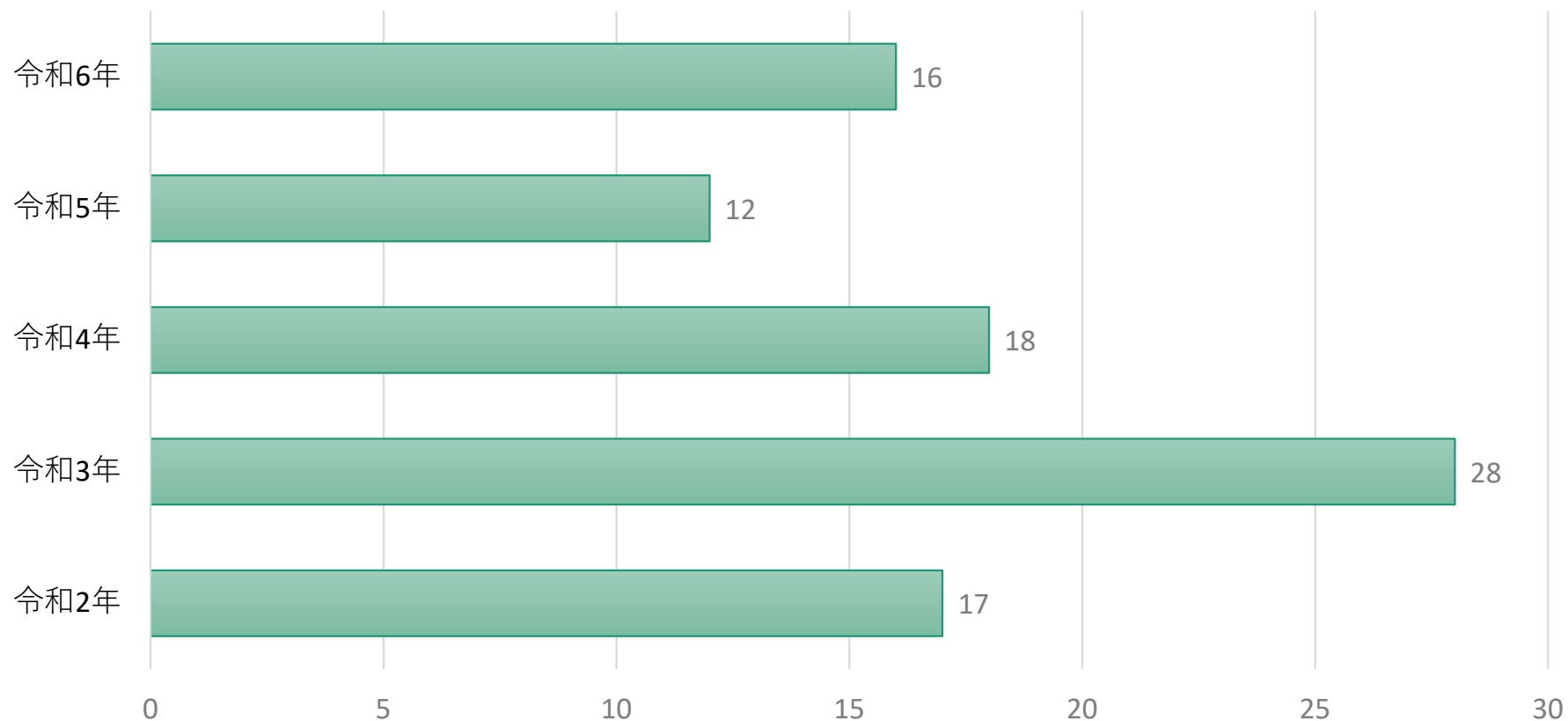
No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
1	2月14日	宮崎県 都城市	盗難	検針のため消費者宅を訪問したところ、既に更地になっていた。前回検針（令和5年年12月11日）時はLPガス容器があることが確認されていた。現地聞き取りの結果、当該住宅は競売にかけられており、落札事業者により12月末に解体されたことが分かった。また、解体業者からは解体時点でLPガス容器はなかったと証言があった。
2	2月22日	佐賀県 伊万里市	盗難	ゴルフ練習場移転に伴い容器の撤去依頼があったため、販売店社員が現地に向かったところ、20kg容器2本のうち1本がなくなっていた。
3	3月11日	鹿児島県 曽於市	盗難	建設会社社員から販売事業者に対し、会社倉庫（無施錠）のLPガス容器がなくなっている旨の連絡があった。販売事業者が行った建設会社への聞き取りによると、社員が3月11日17時には容器があったこと、及び3月12日8時には容器がなかったことを確認しており、その間に盗難があったと推定される。
4	3月30日	鹿児島県 志布志市	盗難	自治振興会組合長から販売事業者あてに、公民館のボンベの引き上げについて確認の電話があったため、事業者社員が現場を確認したところ、盗難が判明。3/12までガス使用を確認しているが、3/20夕方にはボンベがなかったとのこと。
5	4月8日	熊本県 山鹿市	盗難	当該事業者の臨時職員（既に懲戒解雇）が、平成28年12月頃から当事業所の充填所から質量販売用の容器を持ち出し、自宅の消費設備にメーターを介さず接続及び使用することによりガスを窃取していた。

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
6	6月5日	鹿児島県 霧島市	盗難	販売事業者の社員が休止物件及び空家物件等の設備状況・利用状況を確認・調査中に、当該物件にボンベが置かれていない事（リストとの相違）を確認した。配送会社にボンベの引揚げ等の履歴について確認したが引揚げ等の履歴がなかったため盗難と判断した。
7	7月4日	長崎県 佐世保市	盗難	家屋の解体業者から販売事業者へ容器の引き上げ要請があったため、販売事業者は配送センターに20kg容器3本の引き上げ作業依頼を行った。配送センターが現地に行ったところ、容器が2本だったため、販売事業者が周辺を探索したものの発見できず、盗難と判断した。
8	7月16日	佐賀県 唐津市	盗難	販売事業者が容器の所在確認のため消費者（農機具小屋）を訪ねたところ、20kg容器2本がなくなっていた。消費者が11月下旬に亡くなっており、親族は解約していたものと誤認識していたため発覚が遅れた模様。最終検針日は前年11月4日、当該農機具小屋の利用者が使用を開始した今年4月には容器はなかったとのこと、この間に盗難に遭ったものと思われる。
9	8月12日	福岡県 田川市 川崎町	盗難	ガス代未納により閉栓中の消費者宅（賃貸住宅）の大家から、当該住居の居住者が無断退去したとの連絡があったため容器の回収に行ったところ、容器2本中1本がなくなっていた。
10	8月26日	佐賀県 佐賀市	盗難	販売事業者が消費者（薬局）に容器の所在確認に行った際に、容器がなくなっていることが判明した。薬局の建物は敷地内で解体新築され、従前の建物があった場所は駐車場になっていた。解体業者に聞き取りを行ったところ、解体時には容器はなかったとのことであった。

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
11	9月5日	福岡県 鞍手郡 小竹町	盗難	未入居の借家に設置していた20kボンベを交換するため配送業者が当該物件を訪問した際に、20kボンベ1本が紛失していることが発覚した。
12	9月24日	福岡県 古賀市	喪失	販売店が空家調査で20KG容器1本設置先の物件を訪問した際に容器の紛失を確認した。調査の結果最後に確認した時から1年程経過しており空家解体後に既に別の建物が建築されており、解体業者がメーター、調整器、ボンベも廃棄したことが判明した。販売店も調査したが、廃棄先も不明であった。
13	10月2日	福岡県 福岡市 東区	盗難	販売店が空家調査で20KG容器1本設置先の物件を訪問した際に容器の紛失を確認した。当該物件が空家となってから13年経過しており、転出後の配送センターへの撤去依頼の指示の有無の確認も不明であり、容器の所在が分からなくなった。
14	10月17日	福岡県 福岡市 博多区	盗難	質量販売での供給先に対して令和4年9月26日に出荷した1本、令和4年11月10日に出荷した2本の合計3本について返却がなかったため、確認したところ、紛失したという回答があった。その後の調査により、令和6年10月29日、うち2本については発見出来たとの連絡があったが、残り1本については引き続き調査するも所在が不明の為、盗難と判断した。
15	12月23日	福岡県 遠賀郡 岡垣町	盗難	容器交換時に、配送員が容器がないことに気づいた。付近の住人に聞き取りを行ったが誰も知らないとのことであったため、同日警察署へ通報した。
16	12月25日	福岡県 北九州市 若松区	盗難	販売事業者社員が当該物件（一時閉栓中）付近へ集金に行った際、ボンベ1本の盗難が発覚した。周辺を搜索したが見当たらなかったため、同日警察署へ通報した。

(3)九州の容器の盗難・喪失について（令和 5 年）

盗難・喪失（自然災害除く）



- ・令和 6 年の自然災害による容器の喪失は 0 件
- ・発生箇所（都市部、農村部など）に目立った偏りは見られない
- ・空き家等人が常駐しない建物からの盗難事案は相変わらず・事業者が知らない間に更地になった、建て変わった等で所在不明となったものが増加

事故報告は遅滞なく、事故発生箇所の県へ！

■漏えいなどの事故（特定消費機器に関する事故以外）は、**発生場所を所管する県・指定都市**に連絡してください。

※事故報告の遅延が認められます。これはと迷う場合はすぐ連絡！！

注意：漏えいは、基本事故と考えて対応をお願いします。

一部除外できるものは以下のとおり

- ◎ **接合部**等からの微量の漏えい（いわゆるカニ泡程度）
- ◎ 自殺、故意、いたずら（はっきりとするまでは事故扱い）
- ◎ 自然災害（設備の不備を除く）

※報告遅延案件例

- ・配管（接合部ではない箇所）からの漏えい
- ・調整器不具合での漏えい
- ・いたずらの可能性が高い（と思われる）漏えい

★怪しげ、迷う場合は、事故として対応してください。はっきりとした段階で事故案件から除外します。

※ガス事業法と事故対応が異なります。

漏えいはガス事業法では事故年報扱いですが、液石法では速報！間違えないように！

(4) L Pガス事故の報告の徹底

(参考) 適用条文

高圧ガス保安法第63条(事故届)

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

液化石油ガス保安規則第九十六条(事故届)

法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書(特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書)を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事(当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長)に提出しなければならない。

液化石油ガス保安規則第九十三条の二(報告の徴収)

法第六十一条第一項の規定により、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者は、同法第二条第五項に規定する消費設備(ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。)について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

- 一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- 二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

L Pガス事故(特定消費設備)に関する国への連絡先

■平日「執務時間内」(8:30～18:00頃)

九州産業保安監督部 保安課(直通) TEL: 092-482-5469
FAX: 092-482-5932

■夜間、休・祝日

- ①保安課長 携帯 080-5471-7276 メール kyushu-hoankacho@ezweb.ne.jp
- ②総括課長補佐 携帯 080-9068-3064

(参考 1) 「特定消費設備」とは、どんな設備？

(別表 2)

「液化石油ガス保安規則第 9 3 条の 2、第 9 6 条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 1 3 1 条第 2 項の運用について」
(20230324保局第1号)

記の 1

(2) 液石則第 9 3 条の 2 及び第 9 6 条に規定する事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種について

事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種については、別表 2 の中から選択すること。

→「特定消費設備」は右の別表 2 の機種が該当します。

※特監法の「特定ガス消費機器」とは異なるので注意！

特定消費設備の名称及び機種

名 称	機 種	
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガスストーブ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オーブン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オーブン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
硬質管	金属管	金属フレキシブルホース
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	低圧ホース（その他）
ゴム管等	ゴム管（両端迅速継手あり）	ゴム管（その他）
	塩化ビニルホース（両端迅速継手あり）	塩化ビニルホース（両端ゴム継手付）
末端ガス栓	ガス栓（ホースエンド）	ガス栓（迅速継手）
	ガス栓（フレキガス栓）	ガス栓（その他）
その他	その他	

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガスストーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排水方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓（その他）」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内蔵していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター（外挿式に限る。）の有無を併記すること。

(参考 2) 液化石油ガス法に係る事故の定義等 (液化石油ガス事故対応要領)

(1) L P ガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「L P ガス事故」という。）をいう。

① 漏えい

液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

② 漏えい爆発

L P ガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ. 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）

③ 漏えい火災

L P ガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

④ 中毒・酸欠

L P ガス消費設備の不完全燃焼又は L P ガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

（参考 2） 液化石油ガス法に係る事故の定義等（液化石油ガス事故対応要領）

（2） 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備（移動中のものを除く。）
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

（3） その他の事故

次の各号の一に掲げるものは、L P ガス事故には該当しない。（※（2）は除く）

- ① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。
- ② 自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）
 - 例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。
 - 例）洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。
- ④ L P ガスの漏えいがない状態で、L P ガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
- ⑤ その他上記（1）に掲げる L P ガス事故に該当しない事故。
 - 例）自動車の飛び込みによる事故。

(5) L P ガス事故について (まとめ)

○事故全体の状況について (全国)

令和 5 年は減少していた件数が、再び増加しています。
負傷者数は令和 5 年から増加傾向にあります。九州も同様です。
CO中毒事故は九州だけ増えています。

○九州の L P ガス事故について (令和 6 年)

作業ミスによる事故は相変わらず発生しています。気を引き締めましょう。
他工事や消費者起因の事故も増えています。注意喚起の徹底を。

○九州の容器の盗難・喪失について (令和 6 年)

空き家調査の際に所在不明が発覚する事案が増えています。
気がついたら消費者宅が解体されている事案も増えています。
こまめな状況把握に努めましょう。

○ L P ガス事故の報告の徹底

時間が経過して報告されたもの、発覚したものがあります。
ささいなものであっても、すぐに報告をお願いします。
事故かどうか悩む場合は、迷わず連絡を！

2. 法令遵守状況について

(1) 立入検査について

立入検査までの流れ

規
範

1. 立入検査実施要領（内規）に基づき実施。
2. 当該年度の立入検査計画の策定（年度初に策定）。
※立入検査先の選定方針は、
 - ①これまでに行政処分等を受けた事業者
 - ②これまで立入検査が未実施の事業者、前回実施から相当期間を経過している事業者
 - ③**事故等新たに問題が発生した事業者**等について重点的に実施。

検
査
前
・
検
査
時

3. 事業者へ立入検査実施の旨の通報。
※ 3 日前までに連絡が基本。事前連絡なしの場合もあります。
4. 帳簿・契約書等の確認。場合によっては消費者先での現場確認。

検
査
後

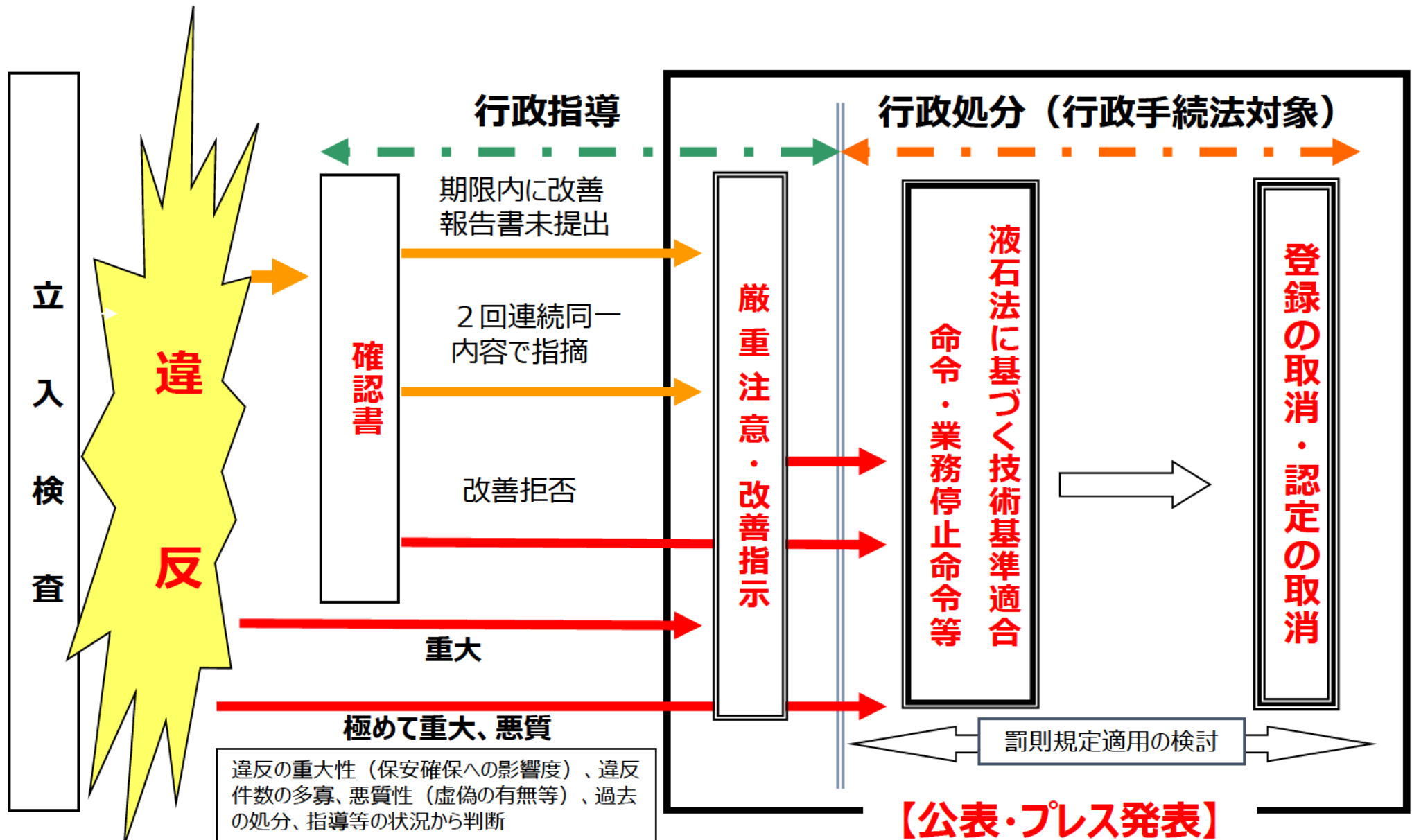
5. 法令違反が認められた場合、その違反実態に応じて厳格に対応。
6. 違反等の内容を H P に公表。必要に応じプレスに公表。

最近における九州産業保安監督部の立入検査状況

・令和 2 年度	4 件	（確認書交付 0 件）
・令和 3 年度	1 0 件	（確認書交付 3 件）
・令和 4 年度	1 4 件	（確認書交付 7 件）
・令和 5 年度	1 6 件	（確認書交付 4 件）
・令和 6 年度	1 6 件	（確認書交付 3 件）

立入検査に係る処分等の流れの例示

(本例示はあくまで目安であり、実際の処分等は規定等に基づき違反実態に応じて決定)



立入検査の重点事項（令和6年度）

- 立入検査においては、昨年度、実施した立入検査での指導内容の実績及びL Pガス事故の特徴を踏まえ、次に掲げる事項を重点的に確認する。

＜保安業務に関する事項＞

- ① 保安業務に係る委託業務の内容
- ② 保安業務の実施状況（業務主任者の職務の実施状況を含む）
- ③ 緊急時対応の体制
- ④ 他工事対策等の周知状況
- ⑤ 燃焼器等の消費設備調査の実施状況

＜販売事業に関する事項＞

- ⑥ 保安機関の連絡先の通知状況に関する確認
- ⑦ L Pガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑧ 貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑨ 容器等の流出防止措置の対応状況
- ⑩ 販売の方法の基準の適合状況

(2) 令和6年度の立入検査における確認事項 (確認書を交付し、改善報告を指示)

- 帳簿の記入漏れ多数
- 帳簿未整理
- 記録の一部欠落

法第81条第1項、規則第131条第2項

- 保安業務資格者の一時的な所在不明

法第31条第1項、規則第31条第1項

※昨年度の嚴重注意事案との大きな違い

- ・常態的に保安業務資格者がいなかったわけではない
- ・他事業所所属の有資格者で、当該事業所の保安業務はカバーできていた
- ・事実発生後、速やかに問題解消に努めている (立入検査時にはほぼ解消)

- 委託する保安機関に変更があった際の販売所等変更届書の提出漏れ

法第3条

令和6年度は確認書交付に至る指摘事項はあまりありませんでした。
引き続き法令を遵守し、保安意識の向上に努めてください。

(3) 令和6年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

- 保安業務規程のファイルに、別紙や保安業務計画書と一緒に綴られていない。
保安業務規程本文がマニュアルの作成例と同じになっているため、「別に定める」とされている要領が定められていない。

（検査官の視点）規程が存在する意味がわかっているのか？ 形だけの規程になっていないか？ 規程を理解していないと言わざるを得ない。

- 保安業務用機器のうち、緊急工具類がすぐに使える状態ではない。

（検査官の視点）「緊急」の際に使用するものです。普段から使える状態にしておかないと、いざというときに使えず、消費者に影響を与えるのでは？

- 緊急時対応で使用する様式がない。※受託保安機関、ここ数年対応した実績はない

（検査官の視点）委託元販売事業者からどのような様式で送付されるかを知っておかないと、送られてきた際に見過ごすことにならないか？

- 新規に委託した/受託した消費者の連絡が電話連絡のみ（メモあり）。

（検査官の視点）齟齬が発生する可能性。発生したら消費者は置き去り。また、委受託契約にも影響する。契約内容にかかわらず、定期的に、せめて年1で消費者リストの確認を。

(3) 令和6年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

○ガス検知器やCO検知器の校正が行われていない。

○校正の記録がない。

（検査官の視点）講習会等の際のメーカーのチェックで代用とのことだが、メーカー曰く「あくまでチェックであって校正ではないので精度に関わる」とのこと。使用した際の結果の信用度が欠けることとなる。

○埋設管の図面がない。

（検査官の視点）主に他社からの切替物件。ある意味仕方ない面もあるが、過去の経験から「おそらくこうであろう」という図面を作成しておく、他工事事故を防ぐことができるのでは？

○点検・検査の方法が人によってブレがある。

（検査官の視点）法令という基準を元に、細かい部分については事業者で統一する必要がある。問題発生時に個人に責任を負わせることになりかねない。

○委受託契約書に記載された社名が旧社名のまま。

○委受託契約書に誤字がある。

○委受託契約書と保安業務規程に齟齬がある。

（検査官の視点）契約の正当性が問われる。覚書で変更を。場合によっては契約の取り直しを。

(3) 令和6年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

- 保安業務の方法や連絡を委託先の保安業務規程によるものとされているにもかかわらず、委託先の保安業務規程が最新のものかどうか分からない。
- そもそも委託先の保安業務規程の写しを持っていない。

（検査官の視点） 1つめは保安業務規程の内容の文面が古かったことから発覚。

法令に沿った保安業務ができていない可能性が生じ、消費者に対し影響を与える。

- 販売事業者が保安業務の委託を打ち切っているにもかかわらず、委受託契約が切れていない。（口頭で確認はしているとのこと。また、これに関する販売所等変更届は出されていない）

（検査官の視点） 14条書面の保安業務を実施する保安機関の記載誤りから発覚。

委受託契約の管理ができておらず、結果として消費者に誤った情報を与えており、万が一の事故の際には責任が問われる。

- 貯蔵施設の表示が一方にしかなく、公衆の目に触れる他の面に表示がない。

（検査官の視点） 何のための表示なのか理解していないのではないか？

(3) 令和6年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

- 委託した保安業務を実施した結果のうち、結果が「否」であったものについて、委託先保安機関に対して対応結果を返していない。

（検査官の視点）委託先保安機関の様式は、委託元販売店の対応結果を求めるもの。結果を返す必要は法的にはないものの、事故防止のため情報の共有は必要（と委託先は思っているのではないか？）

- 保安教育を実施した結果が出席者の押印のみ。

（検査官の視点）計画・立案、実施の後、出席者はきちんと理解したのか？単に聞き流すだけになっていないか？実施する側も形式だけになっていないか？

- 保安教育が行われていない期間がある。

（検査官の視点）行われていない期間、気の緩みが生じないか？

(4) 令和6年度の立入検査のまとめ

○令和6年度の立入検査における確認事項

- ・確認書交付対象の事業者は減っています。
- ・嚴重注意事案ありませんでした。
- ・引き続き保安意識の向上に努めてください。

○令和6年度の立入検査における気づき事項

- ・過去の研修会で話した内容と同様の口頭注意が相変わらず多いです。
研修会の内容が活かされていないと言わざるを得ません。
- ・保安業務規程や契約書といった文面に関する口頭注意が増えています。
内容について今一度確認してください。

法は規制するだけでなく、身を守るものです。

なぜ法があるのか、法の内容が何を意味しているのか、
常に考えながら業務にあたってください。

3. 最近の法令改正等について

(1) 充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化

何を： 1 m以上浸水すると予想されている一般消費者等の充てん等容器について

※浸水区域が0.5m～3mの区域で示されていたとしても、1m未満であるか不明な場合は対策が必要となる。

いつまでに： 令和3年12月1日から **※新規一般消費者宅はすでに対策が必要**

ただし、令和3年12月1日時点で設置済みの施設は令和6年6月1日まで猶予

注) 1 m以上浸水する箇所の新たな供給設備は令和3年12月1日以降は流出防止対策が必要

注) 1 m以上浸水する箇所の既存設備も、**令和6年6月1日を過ぎると流出防止対策が必要。**

~~※ 今年の6月1日までにすべての一般消費者への対応・対策を完了することが必要。のこり2月ちょっとです。 ※既に終わっているはずです。~~

どうする： 販売事業者は流出防止対策を講ずる必要がある。

どうなる： 保安機関は容器交換時などの点検時、転倒防止措置の確認が必要となる。

※ 個別の一般消費者宅で流出防止対策が必要な場所かわかるか？

※ 販売店と保安機関との情報共有が必要！！

消費者宅の浸水区域の 確認（ハザードマップ）

・浸水想定なし
・浸水想定箇所
（1 m未満確定）

法的には対応不要

浸水想定箇所

（1 m以上）または（高さ不明、1 mも想定高さに含まれる）

容器収納庫なし

容器収納庫あり

※アンカーボルト等の固定が必要

固定金具の確認

※返し付きフック等に交換

【20kg以下容器】
鎖、ベルト等

1 本掛け

必ずプロテクターを通すこと

【20kg超容器】
鎖、ベルト等

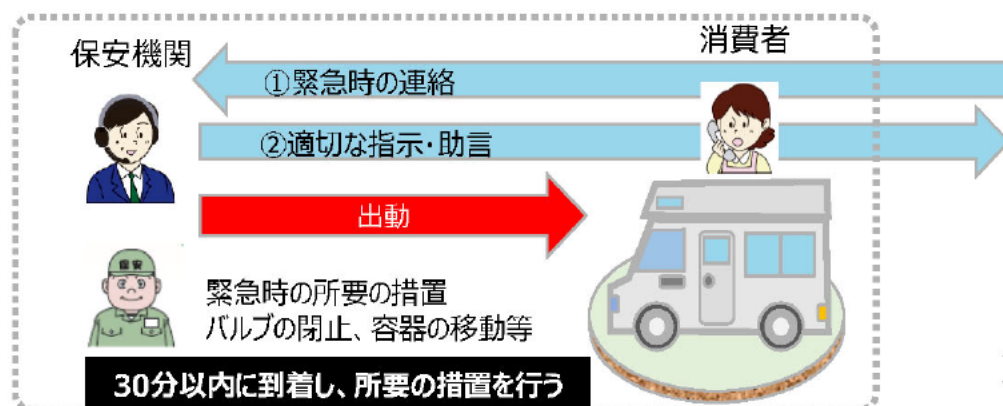
2 本掛け（容器の高さの3/4と1/4）

※内 1 本はプロテクターを通すことも可
ただしその場合でも 2 本掛けは必要

※容器の遊びは少なく堅固に固定する。

(2) キャンピングカー等の30分ルール見直し（液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正）

令和4年7月
ガス安全室



今回改正の追加事項
(一定の条件を満たした場合は
30分ルールから除く)

緊急時に所要の措置を自ら行う

緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者

液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が求められている（以下「30分ルール」という。）。

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。（注1）

質量販売（注2）により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

（注1）緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。

（注2）質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

質量販売緊急時対応講習（4時間以上）

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合） 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法 第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏 名 ○○ ○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における
質量販売緊急時対応講習を修了した
者であることを証明する。

○年○月○日

講習実施機関名

写真

○年○月○日まで有効

講習実施
機関の印

- ・ 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
- ・ 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

販売契約

- 書面交付（注3）
- 帳簿への記載・保存（注4）
- 周知（注5）、消費設備調査、緊急時連絡等

（注3）緊急時連絡先等の情報も含まれる。

（注4）緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の控えを含む。

（注5）災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。

経済産業省

20241202保局第2号
令和6年12月3日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長 殿

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

キッチンカー等の移動販売車等におけるLPガス使用時の安全周知について（協力依頼）

近年、LPガスの可搬性を活かし、キッチンカー等の移動販売車等においてLPガスを熱源として使用するケースが増えています。特に、コロナ後にはキッチンカーの数が増加しており、令和6年1月の能登半島地震、同年9月の能登半島における豪雨の災害時等には炊き出しにも活用されているところです。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」においては、LPガス販売事業者等に対し、消費者の保安確保の観点から、緊急時には、LPガスの販売先である消費者の消費設備等に原則として30分以内に到着し、バルブの閉止等の所要の措置を行うことができる体制を確保することを求めています（以下「30分ルール」という。）。

他方で、この「30分ルール」によって、遠方への移動が想定されるキッチンカー等の移動販売車等を使用する消費者に対しては、LPガス販売業者がLPガスを販売することができないといった事態が発生していました。

このため、令和4年7月、キッチンカー等の移動販売車等を使用する消費者においては、LPガスの安全に係る一定の知識に関する講習（以下「質量販売緊急時対応講習」という。）を修了した上で、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、LPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けるという代替措置を取る場合に限り、「30分ルール」の適用対象から除くことを可能とする制度改正を行いました。

なお、従来どおり販売店等から30分以内で使用する場合において、新たに講習の修了等を義務付けたものではございません。

ついては、より安全にキッチンカー等の移動販売車等においてLPガスを使用していただくため、外食事業者へ以下の周知をお願いいたします。

記

1. キッチンカー等の移動販売車等を使用し遠方においてLPガスを使用する消費者は、「30分ルール」の代替措置として、「質量販売緊急時対応講習」を受講するとともに緊急時に必要な措置を自ら行うことについてLPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けてください。

※従来どおり販売店等から30分以内で使用する場合において、新たに講習の修了等を義務付けたものではございません。

2. LPガスの使用時は周囲の安全に留意し、事故発生の防止に努めてください。

なお、ガス機器への点火時や容器交換時の事故が多いため、これらの作業には安全に留意・確認をしながら実施してください。

3. LPガス容器の移動・保管にあたっては高圧ガス保安法の技術基準を遵守してください。

（参考1）質量販売緊急時対応講習

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_tori_kumi/shitsuryohanbai.html

（参考2）質量販売緊急時対応講習実施者一覧

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_tori_kumi/kosyuichiran.pdf

（参考3）保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の一部改正について（2022年7月15日 経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/07/20220715.html

（参考資料）

- ・質量販売規制見直し概要

※厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長に対しても同様の協力依頼を发出

詳細は経済産業省ホームページでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/12/20241203-01_kitchencartounoidou.html

(3) ガス機器等の点検等を装った訪問者に対する注意喚起について

2024年12月5日

経済産業省

経済産業省

20241205保局第2号

令和6年12月5日

近時、凶悪・悪質な犯罪が多発する等社会問題となっており、ガス点検等（ガス漏れ及びガス機器等の点検、ガスメーターの交換、ガス給湯器の交換、ガス警報器の取付け等）を装った訪問者が、玄関ドアを開けさせ、住宅の中に入り、現金等を奪う事案が全国で発生しております。

この状況を踏まえ、経済産業省 産業保安・安全グループ ガス安全室では、需要家（一般消費者）の被害防止の観点から、関係団体に対して注意喚起・要請を行いましたので、その旨、お知らせします。

また、需要家（一般消費者）の皆様におかれましては、以下の防犯対策等を実施し、被害に合わないようご注意ください。

- ・事前に予定されていない訪問等、不審に感じる点がある場合は、制服のロゴ等を確認するとともに身分証等の提示を求める。
- ・ガス消費機器等に関する周知・調査等の訪問目的を確認し、はっきりとした答えがない場合や不安な場合には契約しているガス会社・販売事業者に問い合わせる。
- ・「〇〇消費者センター」、「〇〇協会」等、公的機関に似た名称を名乗る業者もいるため、知らない社名等には注意する。不安な場合には契約しているガス会社・販売事業者に問い合わせる。

※(一社)日本ガス協会、(一社)日本コミュニティーガス協会、(一社)全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会に対して協力依頼を発出

詳細は経済産業省ホームページでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/12/20241205-01.html

一般社団法人日本ガス協会 会長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ ガス安全室長

ガス機器等の点検等を装った訪問者に対する注意喚起について（依頼）

近時、強盗、詐欺、殺人、傷害等の事件が多発する等社会問題となっており、ガス点検等（ガス漏れ及びガス機器等の点検、ガスメーターの交換、ガス給湯器の交換、ガス警報器の取付け等）を装った訪問者が、玄関ドアを開けさせ、住宅の中に入り、現金等を奪う事案が全国で発生しております。

既に都道府県警察本部を始めとした公的機関等から注意喚起が行われており、また、貴協会及びガス事業者（協会員）においても注意喚起に取り組まれています。昨今の状況を踏まえ、また、ガス点検業務を円滑に実施し、ガスに関する安全確保を図るべく、ガス事業者（協会員）各位に対して、改めて以下のような需要家への訪問に際しての取組の実施を促す等、需要家の被害防止に万全を期していただくようお願いします。

（需要家への訪問に際しての取組）

- ・ ガス機器等の点検・調査等に当たって、訪問者は社名、ロゴ等が入った制服等を着用する。また、身分証等を携帯し、需要家の要請に応じ提示する。
- ・ 定期保安点検（法で定められたガス漏れやガス機器の点検・調査）は、事前にチラシ等にて訪問予定をお知らせする。
- ・ 需要家に対しては、以下の点を重点的に周知する。
 - 事前に予定されていない訪問等、不審に感じる点がある場合は、制服のロゴ等を確認するとともに身分証等の提示を求める。
 - ガス機器等の点検・調査等の訪問目的を確認し、はっきりとした答えがない場合や不安な場合には契約しているガス会社に問い合わせる。
 - 「〇〇消費者センター」、「〇〇協会」等、公的機関に似た名称を名乗る業者もいるため、知らない社名等には注意する。不安な場合には契約しているガス会社に問い合わせる。

（参考）警視庁 HP：「事業者等を装った訪問者に注意」

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higei/akisu/visitor_theft.html

(4) 一酸化炭素中毒事故について

飲食店事業者の不適切な使用等に起因する
事故が毎年発生しています。
お店の方だけでなくお客様にも被害が出るケースがあります

⚠ CO(一酸化炭素)中毒にご注意 ⚠

無色・無臭なので、とても気づきにくい。毒性は強力、少量でも危険です。

1

換気忘れにご注意を!

給気口が荷物などで塞がっていないか、確認してください。給気不足だと不完全燃焼を起こし、**CO中毒の原因**となります。
特に業務用の厨房はガスの使用量が多く、長時間使用するため、十分な換気が必要です。



2

換気の確認とレンジフードのお手入れ!

ガス機器を使うときや使用中は、換気扇や排気ファンが稼働していることを必ず確認してください。換気設備・排気設備・ガス機器の給気口などに**油汚れやホコリ**が詰まっていますか??
給気不足により**不完全燃焼**が起こり、COが発生する場合があります。



ガスを安全に使用する

★★★★
4つのポイント



3

万一に備え「業務用換気警報器」の設置

COは極めて**毒性**が強く**無色無臭**です。気づかぬうちにCO中毒になると身体が動かなくなり死に至ることもあります。
業務用換気警報器はCOを感知して、**ランプと音**でお知らせします。



4

ガス機器の異常を感じたらすぐ連絡!

ガス機器の**炎**が安定しない・**炎の色が赤い・におい**がするなどの異常を感じたときは、すぐにガスの使用をやめて「**緊急時連絡先**」にすぐ連絡してください。ガス機器は日頃から**お手入れ**をしましょう。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

裏面のチェックシートで確認

セルフチェックシート

CHECK

◇ ガスを使用する前に確認!

- ☐ 換気扇の作動を確認しましたか?
- ☐ 厨房への給気口を荷物等で塞いでいないか確認しましたか?
- ☐ ガス機器への給気も必要!
油汚れやホコリ等の詰まりがないか確認しましたか?
- ☐ 排気設備が正常に作動しているか確認しましたか?
- ☐ 警報器は正常に作動していますか?

◇ ガス使用中も注意が必要!

- ☐ 換気(給気と排気)の確保ができていますか?
- ☐ 炎が立ち消えしていませんか?
- ☐ 青い炎の色で燃えていますか?
(黄色または赤色の炎は不完全燃焼を起こしている可能性があり、CO中毒事故につながる可能性があります)
- ☐ フライヤーや麺ゆで器等をお使いの際に空焚きをしていませんか?

こんな時どうする?

①ガス臭い時

- ・火気厳禁
- ・換気設備、電灯等には触れないでください
- ・ガス栓を**閉**

②気分が悪い時

- ・CO(一酸化炭素)中毒の恐れ
- ・ガス機器の使用を中止
- ・十分な換気

③地震が起こった時

- ・ガス栓を**閉**
- ・ガス臭い! 窓を全開に!

異常を感じたら コチラへ連絡を

電話番号等をご記入ください

■販売店

■緊急時連絡先

スマホで
チェック!



※「緊急時連絡先」はあらかじめLPガス販売店にご確認ください。

(4) 一酸化炭素中毒事故について

監督部からの注意喚起 … ホームページに掲載、X (@hoan_kyushu) に投稿

令和6年6月7日

業務用LPガス消費機器を
ご使用のみなさまへ

経済産業省九州産業保安監督部 保安課

業務用厨房施設等における一酸化炭素(CO)中毒事故の防止について
(注意喚起)

九州産業保安監督部管内において、令和6年5月、液化石油ガス(以下「LPガス」という。)にかかると2件の一酸化炭素(以下「CO」という。)中毒事故が発生しました。

2件とも厨房施設で発生し、1件は換気不足、1件は給気フィルターの目詰まりが原因と考えられています。いずれも消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したと推定されます。

当部管内でのLPガスにかかるとCO中毒事故は平成30年7月を最後に5年9か月の間発生していませんでしたが、この1ヶ月の間に2件発生していますので、類似事故を防止するため、業務用LPガス消費機器をご使用のみなさまにおかれましては、下記事項にご注意のうえ、LPガスの消費設備(以下「ガス機器」という。)を使用していただきますようお願いいたします。

記

1. 換気忘れにご注意を！

給気口が荷物などで塞がっていないか、確認してください。

給気不足だと不完全燃焼を起こし、CO中毒の原因となります。

特に業務用の厨房はガスの使用量が多く、長時間使用するため、十分な換気が必要です。

2. 換気の確認とレンジフードのお手入れ！

ガス機器を使うときや使用中は、換気扇や排気ファンが稼働していることを必ず確認してください。

換気設備・排気設備・ガス機器の給気口などに油污れやホコリが詰まっていますか？

給気不足により不完全燃焼が起こり、COが発生する場合があります。

3. 万一来備え「業務用換気警報器」の設置

COは極めて毒性が強く無色無臭です。

気づかぬうちにCO中毒になると身体が動かなくなり死に至ることもあります。

業務用換気警報器はCOを感知して、ランプと音でお知らせします。

4. ガス機器の異常を感じたらすぐ連絡！

ガス機器の炎が安定しない・炎の色が赤い・においがするなどの異常を感じたときは、すみやかにガスの使用をやめてLPガス販売事業者に連絡してください。

ガス機器は日頃からお手入れをしましょう。

(参考：経済産業省ホームページ)

「ガスを安全に使用していただくために」

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/gas_anzen/room/equipment/

「ガスを安全に利用する4つのポイント」(パンフレット)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/kouhou/gas_leaflet_blue.pdf

問い合わせ先

経済産業省 九州産業保安監督部

保安課 液化石油ガス係

092-482-5469

(5) 建設工事等におけるガスパ損傷事故の防止について

令和6年12月 当部から九州地方整備局から建設業者への注意喚起要請を実施しました。

国土交通省 九州地方整備局 Kyushu Regional Development Bureau

目的別検索 ▼コンテンツ名 ▼ 検索

九州地方整備局 建政部

トップページ 概要 国営公園 都市行政 住宅行政 建設産業行政 事業認定 リンク集

トップページ > 建設産業行政 > 建設業

建設産業行政

建設業者の皆様へ（九州地方整備局からのお知らせ、パンフレットなど）

- ▶ [よくわかる建設業法](#)
- ▶ [建設業における適正な取引の推進に向けて！（発注者・受注者編）](#) **New**
- ▶ [建設業における適正な取引の推進に向けて！（元請・下請編）](#) **New**
- ▶ [公共工事の発注者の皆様へ（適正な工期での工事発注）](#) **New**
- ▶ [公共工事の発注者の皆様へ（適正な価格での契約）](#) **New**
- ▶ [民間建設工事を発注される皆様へ（適正な工期での工事発注）](#) **New**
- ▶ [民間建設工事を発注される皆様へ（適正な価格での契約）](#) **New**
- ▶ [インボイス制度に関する相談窓口一覧表](#)
- ▶ [ガスパ損傷事故防止について（経済産業省九州産業保安監督部の要請により掲載）](#)

(5) 建設工事等におけるガスパ損傷事故の防止について

The poster features a cartoon illustration of a construction worker in a blue uniform and helmet with '安全第一' (Safety First) on it, using a jackhammer on a sidewalk. A gas pipe is shown running horizontally below the ground. Two small, worried-looking characters are peeking out from behind the pipe. A speech bubble from them says '工事の前にガスパの確認、忘れてませんか?' (Before construction, didn't you forget to check the gas pipe?). To the left, a woman in a green uniform is talking on a mobile phone. The background shows a house with a window and some flowers.

**ガスの
あんしん
合い言葉**

**ちょっと待て!
そのすぐ下には
ガスパが!?**

**建物の改築・解体・給排水
工事などをはじめる前に
ガスパの位置確認を!**

《工事の前に》
ガスパの位置やガスが通じていないことを
必ず確認してください。

《ガスパ近傍で工事を行う場合》
あくまでも慎重に作業を進めてください。

《不明な点は》
ガス事業者にご相談ください。

《ガス臭いと感じた時》
火気や電動工具の使用を避け、
すぐにガス事業者に連絡してください。

工事の前に
ガスパの確認、
忘れてませんか?

敷地内他工事におけるガスパ損傷事故を防ぐために、ご協力をお願いします。

(6) 住宅塗装工事等における一酸化炭素中毒事故等の防止について

外壁塗装工事・
外壁清掃工事・
増改築工事をされる
工事会社さまへの
お願い。



外壁の塗装工事等で、排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・
屋外式ガス給湯器等をビニール等で覆うときは入居者の方に

ガスの使用禁止をお願いしてください。

ガス機器、給排気筒等をビニールでお覆ったままガス機器を使用され
ますと、すぐに消えてしまったり、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、
機器の異常着火による故障や火災の原因となり大変危険です。



入居者の方にガスの使用禁止のお願い

はい、
わかりました



ただ今
塗装工事中のため
ガス機器は
使わないでください。

管理人さまにもお打合せを
共同住宅の塗装等で工期が長くなる
場合には、管理人さまとの打合せの
上、ガス機器の使用制限等について
掲示板および回覧板等でお知らせし
てください。



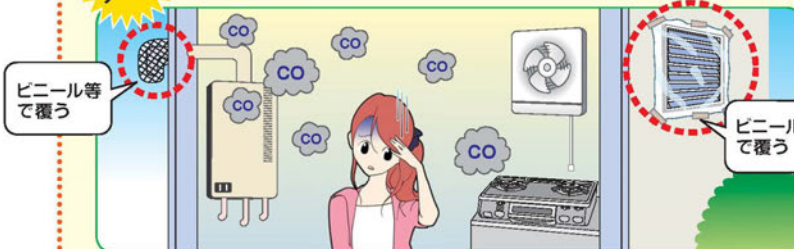
作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。



ビニール等で覆ったままガス機器を使用すると大変危険です。

危険な
ケース1

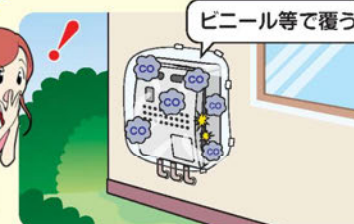
不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因になります。



危険な
ケース2

ガス機器の故障の
原因になります。

ガス機器が燃焼できなくなり、未燃ガスが滞留
してしまい、連続点火操作により着火すると
ガス機器が爆発・火災に至る場合があります。



5. その他参考事項

・書類提出時のお願い

液化石油ガス販売事業登録申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第2項の規定により同条第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 販売所の名称及び所在地
2 貯蔵施設の位置
3 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所所在地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

「日本工業規格」は令和元年7月から「日本産業規格」に変わっています。

書類提出時には確認をお願いします。

拡大

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。←

①JISの対象拡大・名称変更

標準化の対象にデータ、サービス、経営管理等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に改めました。



【施行日】令和元年7月1日

※対象分野のJIS化手続きは平成30年11月29日から可能となっています。

【経過措置】旧JIS法に基づくJISは、新法に基づくJISとみなします。

旧JIS法に基づくJISマーク認証等は新法に基づくものとみなします。

英語名称 (Japanese Industrial Standards) は継続します。

※経済産業省HPより引用

保安ネットとは？

産業保安分野における一部手続きについて、インターネット上で提出・確認を行うことができます。

電子届出の対象となる手続き（液石法関係）

- **業務主任者の選解任**（液石法施行規則第22条）
（様式第10）

- **簡易申請**
pdf化した各種申請書類の送付に利用できます。

※今後選解任届出のように提出範囲を拡大する見込み！！

保安ネット利用時の利用アカウント

- ◆保安ネットを利用する際は、Gビズ I Dのアカウントが必要です。事前にアカウントを取得してください。
- ◆Gビズ I Dに関する詳細については、Gビズ I Dホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）をご参照ください。

利用アカウント毎の参照権限

- ◆利用するアカウント毎に保安ネットにおける手続きの参照権限が異なります。
- ◆いずれのアカウントでも保安ネットにて手続きの提出が可能です。

アカウント名	参 照 範 囲
g B i zプライム	同一法人及び個人事業主のg B i zメンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
g B i zメンバー	同一グループ内の他メンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
g B i zエントリー	自身のアカウントから提出した届出の内容・結果のみ参照可能

ログインについて

- ◆電子届出を行う場合は、「保安ネット」のポータルサイトから「Gビズ I D」を利用してログインを行います。
- ◆利用するブラウザは「Google Chrome」を推奨します。
なお、その他のブラウザも利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性がありますのでご注意ください。

保安ネットの機能について

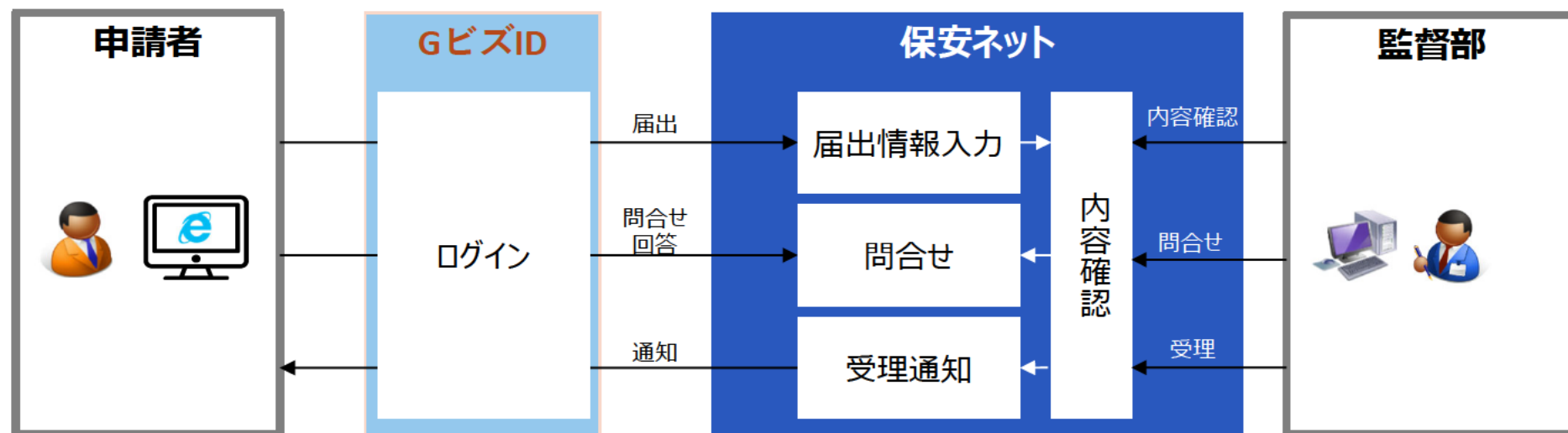
- ◆電子届出の具体的な機能・操作方法については、「保安ネットポータル」
(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/)
内の「パンフレット」「保安ネット操作マニュアル」をご参照ください。

保安ネットの概要説明 (1/2)

事業者がインターネットから一部届出について電子届出を行うと共に、所管監督部等がその内容の確認等を行うシステムとして保安ネットを構築しています。

事業者の方が電子届出するにあたっては、予め「GビズID」を取得いただく必要があります。

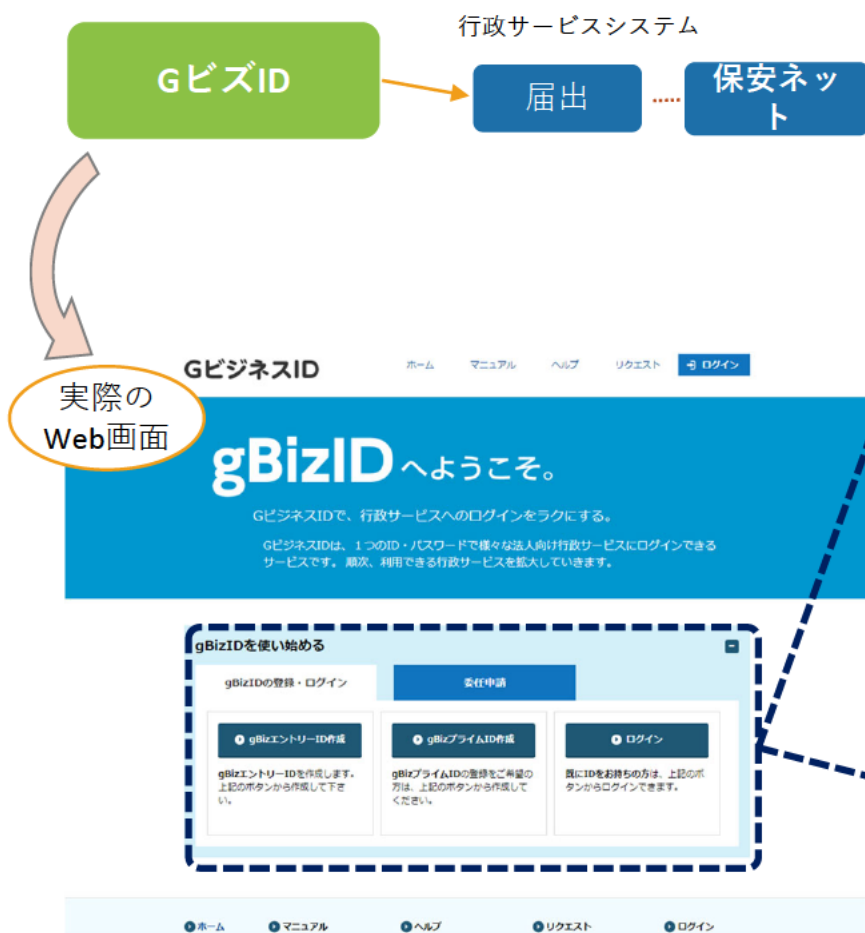
保安ネットのサービスイメージ



保安ネットの概要説明 (2/2)

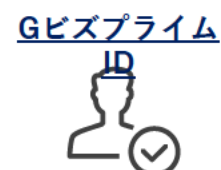
申請者用アカウントは、「GビズプライムID」「GビズメンバーID」「GビズエントリーID」の3種類あり、ガス事業ではどのIDでも届出の提出が可能です。

アカウント概要

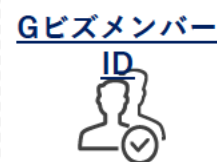


アカウント種別

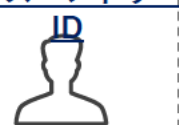
法人



GBizプライムID
法人代表者印が押印された紙の申込書と、法務局発行の印鑑登録証明書を照合し、法人代表者の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりGビズエントリーIDからの変更も可)



GBizメンバーID
法人又は個人事業主の従業員用のアカウント。
作成時、gBizプライムIDによる承認・発行が必要となる。
gBizプライムIDの発行時に、本人性を確認している。



GBizエントリーID
法人代表者の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。(但し、法人番号情報の入力が必要)

個人

個人事業主の実印が押印された紙の申込書と、自治体発行の印鑑登録証明書を照合し、個人事業主の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりGビズエントリーIDからの変更も可)

個人事業主の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。

保安ネットに関するお問い合わせ先

◆ Gビズ I Dに関するお問い合わせ先

Gビズ I Dヘルプデスク

電 話 0 6 - 6 2 2 5 - 7 8 7 7

受付時間 平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

◆ 保安ネットの操作方法、不具合等に関するお問い合わせ先

保安ネットヘルプデスク

電 話 0 5 0 - 2 0 1 8 - 8 3 8 1

受付時間 平日 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0